

## 滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例の概要

### 1 法改正と条例制定について

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」により、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」が改正され、国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等において取扱いが異なっていた個人情報の保護に関する規律が、法により全国的な共通ルールとして統一されることになりました。また、全体の所管が国の個人情報保護委員会に一元化されることになりました。（施行は令和5年4月1日）

これまで滝沢市議会は、滝沢市の個人情報保護条例の実施機関に定められており、市と同様の個人情報保護の措置を講じていました。しかしながら、改正後の法では議会は法の適用対象から除外されることとなったため、議会独自に個人情報保護の措置に関する条例を制定し、個人情報保護の措置を講じるものです。

### 2 条例の制定及び施行日

パブリックコメント、その他諸般の調整を経て内容を検討し、その後に市議会定例会（12月議会又は2月会議）において審議及び議決を行い、条例を制定する予定です。

施行日は令和5年4月1日となります。